

第3期

西東京市子ども読書活動推進計画



平成28年3月

西東京市教育委員会

目次

はじめに	2
I これまでの取組と課題	3
1 計画の位置づけ	3
2 これまでの取組と課題	3
II 計画の基本的考え方	6
1 計画策定の基本理念	6
2 読書活動推進のための基本方針	7
3 計画の期間	8
III 乳幼児を対象とした取組	9
1 読書環境の整備	9
2 読書活動	11
3 啓発	14
IV 小学生を対象とした取組	16
1 読書環境の整備	16
2 読書活動	18
3 啓発	21
V 中高生世代、YA世代を対象とした取組	23
1 読書環境の整備	23
2 読書活動	25
3 啓発	27
資料	
1 第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会設置要綱	29
2 第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会委員名簿	31
3 第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会審議経過	32
4 子どもの読書活動の推進に関する法律	33
5 西東京市図書館資料収集基準	35

はじめに

～第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定にあたって

西東京市は、総合計画の施策の一つとして、創造性の育つまちづくりに取り組んでいます。

次世代を生きる子どもたちについては、個性を伸ばしながら健やかに育つために、生きる力を育む活力ある学校づくり、地域とのふれあいを深め、子どもたちが地域の一員として参画していける環境づくり、安心して子育てできる環境の整備を進めています。

子どもたちが生きる力を身につけ、地域の一員として参画していくためには、読書活動が果たす役割が大きいと考えます。

子どもにとっての読書活動は、本を読む楽しさを通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものです。コミュニケーションできる力、自分の考えを伝える言語力、文字で表現できる力を身につけることができます。子どもは本を読むことで、多様化、複雑化していく社会状況の中でも、夢や希望を持ち、自分の可能性を信じて生きていけることでしょう。

西東京市では、いつでも・どこでも・だれでも、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるように、「西東京市子ども読書活動推進計画」を策定して、子どもと本との出会いの場の設定、学校図書館の活用、関連する団体やボランティアとの連携、大人への啓発と支援、計画の周知など、積極的に取り組んでまいりました。

しかし現状では、地域全体で子どもの成長にあわせた読書活動を支える環境がまだ十分とは言えません。第3期の計画では、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を図り、私立保育園、認証保育所、幼稚園等にも支援の輪を広げていくなどの新たな取組を進めてまいります。

I これまでの取組と課題

1 計画の位置づけ

本計画は、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定したものです。(資料4参照)

計画の策定にあたっては、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び東京都が策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえ、また、西東京市教育委員会が平成23年3月に策定した「第2期西東京市子ども読書活動推進計画」(以下「第2期計画」とする。)の考え方を継承し策定しています。

2 これまでの取組と課題

(1) 子どもと本の出会いの場を子どもの身近なところで数多く設定しました。

図書館の18歳以下の個人登録者数や貸出数は減少していますが、団体貸出(※1)を利用する団体数が増加し、それに伴い貸出数も増加しています。特に、市民団体の登録が増え、貸出しに関しては児童館や学童クラブの利用が多くなっています。

【図書館の団体と個人(18歳以下)の利用実績】

年度	団体数	団体貸出数 (冊)	登録者数 (人)	個人貸出数 (冊)
平成23年度	402	56,145	12,110	424,048
平成24年度	411	57,886	11,801	409,909
平成25年度	405	60,358	10,796	353,003
平成26年度	443	65,282	10,350	331,697

保育園では、各園で絵本等の買い替えを定期的に行い絵本コーナーの充実を図りました。保育園5か所に開設している地域子育て支援センター(※2)でも絵本の貸出しや紹介等が行われるようになり、地域への働きかけが質及び量ともに増えて、子どもや保護者が本と出会う場や機会が多くなっています。

これからの課題としては、多様化してきている子どもの生活環境を考慮した読書活動の取組や減少している図書館の個人利用の促進が挙げられます。

<用語解説>

※1 団体貸出

図書館が市内の学校や公共施設・サークル・事務所等の団体・グループに資料を多く、長い期間、特別貸出すること。

※2 地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする施設。市立保育園5ヶ所に開設されている。

(2) 学校図書館の一層の活用を図りました。

小・中学校では、「朝読書(※3)」「業間読書(※4)」等、一斉読書を年間通じて実施することで読書の習慣化に努めました。また、中学校については、教員が選定した課題図書についての意見交換を行う合同書評会(※5)を実施するとともに、平成 26・27 年度、おすすめの本を紹介するブックフェスティバル(※5)も同時開催しました。図書館教育の充実として司書教諭研修会や学校司書連絡会を開催しました。また、学校図書館の蔵書の計画的な入れ替えを行い、平成 26 年度には小学校で学校図書館図書標準(※6)を満たすことができました。

(3) 子どもの読書に関わる諸機関や市民団体等の連携を進めました。

図書館では、平成 23 年度に第 2 期計画を周知する目的で、同計画策定懇談会委員を中心とした実行委員会と関係機関で、保谷こもれびホールにおいて「子どもの本まつり」を開催しました。

子どもの読書活動の推進に関わる諸機関や地域文庫等の取組をパネルにした展示や、絵本作家の講演会、地域で活動しているボランティアの読み聞かせ等を実施し、多くの市民に参加していただきました。

日常的には、学校では保護者、PTA や地域で活動しているボランティア等による読み聞かせや図書館のおはなし会でのボランティアの協力が継続して行われています。

恒常的な本との出会いの場を作るためには、子どもの読書活動に関わる諸機関や市民団体又はボランティア等との連携は今後ますます重要となります。

<用語解説>

※3 朝読書

小学校で読書を習慣づけることを目的として、始業時間前に読書の時間を設けて行う「朝の読書運動」のこと。

※4 業間読書

小学校で授業の合間に読書の時間を設けて行うこと。

※5 合同書評会とブックフェスティバル

合同書評会は、生徒が本を味わい考え、本の魅力を語り合う交流の場として平成 16 年度から実施されている。ブックフェスティバルは、各中学校代表生徒 1 名が「私の好きな 1 冊」として本を紹介する発表会として平成 26・27 年度に実施した。合同書評会は午前に、ブックフェスティバルは午後実施した。

※6 学校図書館図書標準

平成 5 年 3 月に文部科学省で設定された、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準のこと。この標準によると、学校の蔵書冊数は学級数によって決まっており、西東京市の小学校ではこの標準に達している。

(4) 子どもの読書について大人への啓発と支援を行いました。

図書館では、おはなし会で絵本の読み聞かせを行うボランティアを養成するために、「おはなし会ボランティア養成講座(※7)」を開催し、読み聞かせについての実演やボランティアの活動範囲など、これから活動していく上で必要となる事項の講習を実施しました。

平成26年度には、図書館で従来から活動しているボランティアと、養成講座を受講したおはなし会ボランティア(※8)の合同会議を開催して、活動内容や取組の説明を行い、レベルの標準化を進めています。

また、小学生を持つ保護者を対象とした「小学校保護者による読み聞かせ交流会(※9)」を「西東京市子ども読書活動推進計画」の策定に携わった懇談会委員の有志と図書館が協力して年1回実施し、読み聞かせの実演、情報交換、図書館からの情報提供を行い、一定の成果をあげています。しかしながら、保護者への啓発活動としては、まだ十分とは言えない状況にあり、更に充実させていく必要があります。

(5) 計画の周知を図りました。

図書館が主催する講演会や市民団体との共催の講演会等を開催するなど第2期計画の周知を図りました。

平成18年度に策定した「西東京市子ども読書活動推進計画」から10年が経過する中、こうした様々な取組を進めていますが、機関ごとにと取組む施策だけでは地域全体の子どもの読書環境を支えることは難しいと考えるため、今後は諸機関や市民団体、ボランティア等の相互連携が必要です。一機関では解決が困難な課題や取組に対しても、関係機関や市民団体又はボランティアが連携する等、機関や事業等の枠を超えた視点で捉えることが不可欠となります。

よって、第3期にあたる本計画では機関ごとの事業に捉われずに、子どもの成長の段階に応じた読書環境の整備や読書活動の推進等を図るため、発達年齢に合わせた取組の実現を図ります。

<用語解説>

※7 おはなし会ボランティア養成講座

図書館は、児童サービスの拡大充実のために、市民と協働している。その一環として図書館のおはなし会で、絵本の読み聞かせ等を行うボランティアを養成するために行う講座。内容は、絵本の読み聞かせについての講義・実演の他、ボランティアとしての心構えや注意点等。

※8 おはなし会ボランティア

図書館の行事である、おはなし会に参加するボランティア。おはなし会ボランティア養成講座を受講した個人と、地域で活動している団体がある。

※9 小学校保護者による読み聞かせ交流会

「西東京市子ども読書活動推進計画(平成18年度策定)」における図書館の施策「地域との連携・協力」のネットワーク支援に基づき、小学校での保護者による読み聞かせの現状把握及び向上を目的として、策定懇談会委員の呼びかけにより平成19年3月から始まった。

Ⅱ 計画の基本的考え方

1 計画策定の基本理念

本来、読書は個人の自主的な活動です。本計画においても個人の自主性は最も尊重され、すべての取組の前提となります。本計画は、0歳から18歳という心身ともに成長する世代を対象とするため、その発達段階を考慮した内容となっています。

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では基本理念として、『子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。』と記されています。

読書は、多くの知識や教養を得るとともに、自ら思考し、想像し、表現する等の基礎的能力が養われます。子どもたちが生涯にわたって自発的に読書をする姿勢を身に付け、複雑かつ多様化する社会に参加できる力を育てるため、本計画では次のような「子ども」像の育成を図ります。また、この「子ども」像の育成を目指した取組実現のため、市民や団体等と協働して子どもの読書活動を推進します。

- 言葉によって書かれた本(文学、ノンフィクション、科学読み物等)や、絵や図版を中心に作られた本(絵本、図鑑等)を楽しく読みながら、想像力を豊かに耕していく子ども。
- 家庭や地域、学校の中で、本を読み合うことを通して家族や友だち、様々な大人たちとも共感的につながっていく子ども。それとともに、一人読み(※10)の時間の中で、考えを深め、自分の輪郭を確かめていく子ども。
- 現実の中で出会った問題と、本の中で出会ったことを突き合わせながら考え、生きる指針や励ましを得る子ども。
- 自分らしく生きていくことと読書を様々な形で関わらせていく「生涯読書人(※11)」へと成長していく子ども。

<用語解説>

※10 一人読み

読み聞かせを聞くのではなく、自分で本を選び、自分で読む読書のこと。

※11 生涯読書人

読書習慣をもち、生涯にわたる生活のなかで目的や手段として本を活用する人のこと。

2 読書活動推進のための基本方針

(1) 子どもと本の出会いの場を子どもの身近なところで数多く設定します。

乳幼児については、親子が出かける可能性のある市内の様々な場所にできるだけ多く本がある環境を用意して、家庭での豊かな言葉がけや親子で絵本を楽しむ習慣が生まれるような取組を進めていきます。

学齢期については、子どもが本を読むことの楽しさを自ら発見できるように、身近な場所に子どもの成長や発達段階に合った適切な本を、自由に選べる環境を整備していきます。

図書館を中心に蔵書を整備し、児童館、学童クラブ、小・中学校、保育園、地域子育て支援センター等の関係機関、子どもの読書に関する市民団体だけでなく、本計画では、私立保育園、認証保育所^(※12)、幼稚園等に範囲を広げ、団体貸出の積極的なPRに努め、基本図書を設置を進めていきます。

(2) 学校図書館の一層の活用を図ります。

学齢期の子どもたちの読書環境として学校図書館の重要性は高まり、今年度改正された学校図書館法では、学校図書館の職務に従事する職員の職名が「学校司書^(※13)」として統一され、学校図書館の一層の活用が求められています。その役割を実現するためにも、図書館との連携をさらに強め、資料の整備を図り、司書教諭を中心に、学校司書の高い専門性を活用しながら、学校全体で子ども読書活動を推進する計画や体制を作り、取り組んでいきます。

<用語解説>

※12 認証保育所

東京都が平成13年度から導入した認可外保育施設のこと。東京都知事が認証した施設で、都市部特有の保育ニーズに対応するため、認証保育所には、A型（定員20人から120人まで）、B型（定員6人から29人まで）の2種類の施設があり、西東京市内にある認証保育所は、全てA型である。（平成28年3月現在）

※13 学校司書

西東京市が独自に採用して、学校図書館に配置した司書・司書教諭の資格をもつ嘱託の職員のこと。司書教諭とともに、学校図書館の整備・利用指導等の運営に携わる。

平成5年（1993年）に旧保谷市で「学校図書館専門員」の配置が始まり、現在は学校司書として2校に1名が配置されている。

(3) 子どもの読書に関わる諸機関や市民団体又はボランティア等との連携を進めます。

地域の読書活動を整備していく上で、関係する諸機関や子ども文庫(※14)、おはなしや児童書、絵本等の勉強会や学校での読み聞かせグループなどの市民団体との連携と協働はとて重要です。第2期計画では市民実行委員会と共に「子どもの本まつり」を実施しましたが、本計画においても新たな機会を持ち、その連携を進めていくためには、図書館が中心となって情報や人の交流の場となり、資料の提供や助言等、具体的な活動の支援を行っていきます。

(4) 子どもの読書について大人への啓発と支援を行います。

ゲーム機や携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器の普及によって、現代は子どもたちが本を手にする機会が減ってきていると認識しています。図書館や小・中学校等で保護者や子どもと身近に関わる大人に対し、子どもの読書に関する学習の機会を提供し、読書についての相談等の支援に努めます。特に乳幼児の保護者や保育者等で、一人で本を読めない子どもに関わる大人には、子どもの読書の大切さと大人の果たす役割を理解し、取り組めるような支援に努めます。

(5) 「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」の周知を図ります。

本計画を広く市民に周知し、子どもの読書活動をより豊かにしていくための講演会や研修会を企画します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

本計画は、各機関において事業の進ちょく状況の確認をし、必要に応じ見直しを行います。また、中間年度（平成30年度）には、施策の進行状況や見直しの結果を公表します。

<用語解説>

※14 子ども文庫

児童書に興味を持ち、子どもの読書活動の整備を願う有志が、子どもと本を結びつけるために、本を用意して、貸出しや行事等の活動を行う。個人が自宅を開放して行う家庭文庫と地域の集会所等を利用して行う地域文庫がある。

Ⅲ 乳幼児を対象とした取組

<乳幼児について>

0歳から2歳までの乳児期は、五感を使って周囲を認識し、続いて言語を習得しはじめる時期で、赤ちゃんと目を合わせ、あやし、話しかけることがもっとも重要です。この時期は特に「よく聞く習慣」が身に付く大切な時期です。幼児期の3歳になると、数分の読み聞かせにも集中できるようになります。認識絵本、生活絵本、嗜好に合わせた乗り物絵本、動物絵本などに加えて、簡単な物語も楽しめるようになり、4歳からはしっかりと筋のある絵本、読み物をじっくりと聞くようになり、内容がふさわしいものであれば「素ばなし^(※15)」も聞けるようになります。文字を読めるようになる子どもも増えていますが、まだまだ耳からの読書が大切な時期であることを周囲の大人に知ってもらおう努力が必要です。

1 読書環境の整備

(1) 第3期重点事業

① 児童館における乳幼児コーナーの整備

・児童館の幼児ルームに置く本を図書館と連携して、絵本の選書や展示の仕方を工夫し利用しやすい環境を整えていきます。(児童館)

② 図書館における乳幼児コーナーの整備

・図書館の乳幼児向けコーナーにカーペット等を敷く、季節のテーマに沿った展示を行う等居心地のよい空間を作り、親子で絵本や幼年文学を楽しむ環境を整えていきます。(図書館)

・子育て広場^(※16)「のどか広場」「ピッコロ広場」をはじめ、乳幼児と保護者が一緒に過ごす場所に図書館のおすすめ本を貸出しする等の支援を行います。(図書館)

・保育園、児童館への団体貸出の利用促進と迅速な資料提供を継続して実施します。公設施設に限らず、私立保育園、認証保育所、幼稚園等に対しても団体貸出利用の働きかけを積極的に進めます。(図書館)

・乳幼児と保護者が集まる場所を調査し、除籍資料を有効利用する等、いつでも本を手にとることができる環境作りを進めます。(図書館)

<用語解説>

※15 素ばなし

絵本などを読み聞かせるのではなく、子どもたちに、昔話や童話等を語りかけること。語り手のことばから子どもたちは自由に想像しながら、物語を楽しむ。

※16 子育て広場

児童福祉法(昭和22年法律第64号)第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する「地域子育て支援拠点事業」のことで、西東京市では地域子育て支援センター、児童館、子ども家庭支援センター等で事業を実施している。「のどか広場」「ピッコロ広場」では、0~3歳の子どもとその保護者等が集い、子育ての輪を広げる交流の場としている。お昼寝、おむつ交換の場所や授乳スペースもある。

(2) 継続事業

① 保育園の読書環境の充実

・ 保育園では、絵本等の点検、買い替えを定期的に行っています。今後も新刊書の購入を行うとともに、園児に読み聞かせたい定番の絵本もそろえ充実を図っていきます。

(保育園)

・ 各クラスに年齢や発達段階に応じた絵本を設置した絵本コーナーの充実を図ります。

(保育園)



保育園での読み聞かせ

② 児童館図書室の充実

・ 幼児ルームに年齢に応じた絵本や幼年文学、一緒に来館した保護者向けの雑誌を置いて、気軽に手に取れるような環境の整備を進めます。また、本棚は年齢別に分けて親子が選びやすいように工夫します。(児童館)

・ 絵本や幼年文学だけでなく、遊びの本や手作りおもちゃ、季節行事に関する本等、親子で楽しめる本、乳幼児の読書に関する資料等、幅広く計画的に購入します。(児童館)

・ 幼児ルームの本棚を低くし、カーペット等を敷いて絵本の読み聞かせをしやすいように配慮します。また、図書館の情報紙や新しい本のカバーを貼り出す工夫をする等読書意欲の向上を図ります。(児童館)

③ 図書館の充実

- ・「西東京市図書館資料収集基準(※17)」に基づき、乳幼児の発達段階に応じた資料を購入し、展示を工夫するなど魅力ある書架作りを目指します。また、テーマ別展示の実施や古い本の買い替えを行い、乳幼児や保護者に利用しやすい環境を整えます。(図書館)
- ・特別な支援を必要とする子どもたちには、ハンディキャップサービス(※18)担当職員と連携しながら、点字図書やデージー図書(※19)、外国語資料を収集して提供します。(図書館)

2 読書活動

(1) 第3期重点事業

① 体験

- ・地域のおはなしボランティアの協力を得て、素ばなし、手遊び、絵本を楽しむ等、子どもたちの経験の幅を広げていきます。(保育園)



素ばなしの様子

<用語解説>

※17 西東京市図書館資料収集基準

平成13年(2001年)に策定された、西東京市図書館で資料を収集する際の指針となる基準。第一(資料収集基本方針)第二(資料別、対象別収集方針)からなる。※資料5参照

※18 ハンディキャップサービス

図書館が行っているサービスで、通常の印刷文字による読書が困難な人や図書館へ来館するのが困難な人など、図書館利用に障害のある方へのサービスのこと。

※19 デイジー図書

デージー(DAISY:Digital Accessible Information System)は、障害者や高齢者が使えるマルチメディア文書を簡単に作り出せる国際規格のこと。デージー資料としては、視覚障害者に対する音訳資料や点字資料、聴覚障害者に対する字幕付マルチメディア資料などがある。

② 保育園における図書館の活用推進

- ・保育活動の中で、園児が図書館を利用する機会を増やすことについて検討します。
(保育園)

③ 図書館員おすすめの絵本パック貸出し

- ・絵本選びに悩む保護者に向けて、児童サービス担当司書が乳幼児の年齢に合わせ、おすすめ絵本をまとめた絵本パックの貸出しを実施します。(図書館)

④ 「絵本と子育て事業（ブックスタート）^(※20)」のフォロー事業の実施

- ・3～4か月児健康診査時に「絵本と子育て事業（ブックスタート）」を実施していますが、新たに3歳児健康診査時にフォロー事業を行い、継続して子どもの読書活動を支援します。(図書館)

(2) 継続事業

① 保育園職員を対象とした読書活動の研修

- ・保育園では、読書活動に特化した職員研修を行い、子ども読書活動への保育士全体の意識を高めます。(保育園)

② 読み聞かせ活動のための人材活用

- ・児童館では、読み聞かせ等をしている個人のボランティアの活動を支援するとともにグループで活動しているボランティアと児童館との情報交換を行い、つながりの輪を広げます。(児童館)

<用語解説>

※20 絵本と子育て事業（ブックスタート）

絵本を通じて親子の触れ合いの大切さを知ってもらうために実施する事業。平成4年（1992年）にイギリスで始まり、日本では平成12年（2000年）に杉並区で試験的に実施されたのが最初となる。西東京市では、平成15年（2003年）6月から3～4か月児健康診査時に実施され、事業の説明や図書館案内、読み聞かせ講師による絵本の読み聞かせの実演等がある。

③ 読み聞かせの取組

- ・保育園では、保育活動の中で絵本の読み聞かせの時間を確保し、1対1で絵本を読む時間を乳児クラス（0～2歳児クラス）から大切に取り組んでいます。幼児クラス（3～5歳児クラス）では、図書館の利用を継続して行っています。（保育園）



保育園での読み聞かせ

- ・児童館では、乳幼児サークルの活動(※21)の中で、季節や成長に合わせた本を選び、親子に向けて絵本の読み聞かせを実施していきます。（児童館）
- ・図書館で養成したおはなし会ボランティアを活用し、おはなし会の内容及び回数の充実を図ります。（図書館）

④ 図書館とおはなし会ボランティアとの連携

- ・おはなし会の充実を図るため、児童サービス担当司書とおはなし会に関わるボランティアとの合同会議を実施します。また、おはなし会ボランティアについてはフォローアップ研修を実施し、技術の向上を目指します。（図書館）

⑤ 児童サービス担当司書の支援体制の強化

- ・図書館では、読書相談や読書活動に必要とされる知識の習得に努め、子ども読書活動を推進するための支援体制の強化を図ります。（図書館）

<用語解説>

※21 乳幼児サークルの活動

児童館で実施している0歳～3歳までの乳幼児を対象にした事業。それぞれの年齢に見合った内容で、親子体操や工作・読み聞かせなどのカリキュラムがある。

⑥ 情報提供

・図書館ホームページでは、児童サービスの新しい情報を発信します。「子ども向け本の情報」や、「児童サービス案内」、「西東京市子ども読書活動推進計画」についてお知らせしています。(図書館)

・児童サービス担当司書が0歳～2歳の乳幼児を対象とする、おすすめの絵本30冊を紹介した「はじめまして～赤ちゃんにおくる絵本30冊～(※22)」と3歳～5歳の幼児を対象とする絵本30冊を紹介した「えほんだいすき 3さい～5さい」を配布します。(図書館)

⑦ 「子ども読書の日(※23)」における行事

・図書館では、「子ども読書の日」に関連するおはなし会を実施します。(図書館)

3 啓発

(1) 第3期重点事業

① 絵本講座の実施

・児童館の乳幼児のサークル活動の実施時に児童サービス担当司書と連携をして絵本の選び方などを保護者に伝えていきます。(児童館)

・読み聞かせを家庭でも取り組んでもらえるように、乳幼児を持つ保護者を対象に、絵本の紹介や読み聞かせの実演など児童サービス担当司書による絵本に関する講座を実施します。(図書館)

(2) 継続事業

① 園だよりでの広報活動

・地域子育て支援センターを中心に、地域の乳幼児と保護者に本の魅力や楽しさを体験してもらい、絵本の貸出しを行ったり近隣の図書館を紹介する等、家庭での読書活動を支援します。(保育園)

<用語解説>

※22 「はじめまして～赤ちゃんにおくる絵本30冊～」

0歳～2歳の乳幼児を対象とする、おすすめ絵本30冊を紹介した冊子。図書館職員だけでなく、市内の地域ボランティアの協力を得て選定し、絵本と子育て事業の際、全参加者に配布している。

※23 子ども読書の日

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために「子どもの読書に関する法律」では、4月23日が「子ども読書の日」と定められている。

・園児の保護者に対しては、園だより、クラスだより及びクラス懇談会等で、絵本を通じた親子の触れ合いの楽しさを、絵本だよりでは絵本を読む楽しさを伝える等、いろいろな角度から子どもと一緒に本を読む楽しさを紹介し、家庭における読書活動の支援を行います。保育園では、絵本の貸出しも継続して行います。(保育園)

・児童館の幼児向けおたよりに毎月おすすめ本を掲載しています。また、児童館のおたよりにだけでなく、幼児ルームにもおすすめ本を掲示する等の工夫をします。

(児童館)

② 「絵本と子育て事業（ブックスタート）」の実施

・3～4か月児健康診査時に「絵本と子育て事業（ブックスタート）」として、児童サービス担当司書が乳幼児を対象に作成した「はじめまして～赤ちゃんにおくる絵本30冊～」を配布し、保護者に絵本を通じて豊かな言葉と、一緒に過ごす時間の大切さを伝える方法として読み聞かせを実演します。(図書館)



絵本と子育て事業

③ 市民団体等への支援

・おはなし会ボランティアの質の向上を目的とした絵本の読み聞かせ、手あそび、わらべうたあそび等の実演や研究会や講座を実施します。(図書館)

④ 子どもの読書活動推進に関する企画の実施

・子どもの読書活動を推進する講演会及び講座を実施する際は、市民団体等と連携した事業の実施に努めます。(図書館)

・「はじめまして～赤ちゃんにおくる絵本30冊～」を、保育園や児童館、私立保育園、認証保育所、幼稚園等に配布し、その活用について働きかけます。(図書館)

⑤ 司書の派遣

・乳幼児の保護者が参加するサークル等の要望に合わせて児童サービス担当司書を派遣し、乳幼児の読書活動に関わる啓発活動を実施します。(図書館)

IV 小学生を対象とした取組

<小学生について>

小学校低学年（1～2年生）は、大人からの読み聞かせから一人読みに発展し始める時期です。自分で読む、または読んでもらうことで多くの本に触れる機会も増え、読書に楽しみを見出すことができるようになります。中学年（3～4年生）では学校の授業で調べ学習の機会が増え、本を通して興味や好奇心を引き出し、疑問を解決できるようになります。学校図書館や図書館を有効に活用することで、生活に読書が根付き読書意欲をもつことが期待されます。高学年（5～6年生）では読書を通じ多くの知識を得ることで、自分の世界が広がることを実感できるようになります。それぞれの発達段階に合った読書活動の環境を整備し適切に提供していくためには、幼児期に引き続き周囲の大人の適切な支援が求められます。

1 読書環境の整備

（1）第3期重点事業

① 学校図書館の充実

・平成27年度の小学校教科書の改訂に伴い、各教科で必要な資料について再度、検討を行います。特に国語科における関連図書を整理する等、蔵書と学習内容との整合性を図るよう努めます。（教育指導課・学校）

② 図書館の充実

・児童サービス担当司書のおすすめ本にポップ(※24)を貼付する等工夫し、子どもたちが資料を手に取りやすい児童コーナー作りを進めます。（図書館）

・図書館の除籍資料を小学校、児童館、学童クラブへ配布する等の有効利用を継続して行うとともに、現在配布していない施設についても調査を行い、地域における子どもの読書環境の充実に努めることを検討します。（図書館）

（2）継続事業

① 児童館、学童クラブ図書室の充実

・児童館、学童クラブにある図書室または図書コーナーの資料について定期的に購入していきます。（児童館）

<用語解説>

※24 ポップ

P.O.P (point-of-purchase) 広告のこと。

② 学校図書館の充実

・市内の全小学校では、平成 26 年度に学校図書館図書標準の定める最低基準冊数を満たしたので、今後は、廃棄と買い替えを進めていき、内容の充実を図っていきます。

(教育指導課・学校)

・読み聞かせコーナーの設置、季節や学習内容、読書週間や読書旬間に合わせた掲示など、司書教諭と学校司書が協力して児童へ読書意欲を喚起する環境を整えるよう取り組みます。(教育指導課・学校)



小学校の読み聞かせ

③ 図書館の充実

・子どもたちが興味を持つようなテーマ展示や特別展示を実施し、読書するきっかけ作りをします。(図書館)

・「西東京市図書館資料収集基準」に基づき、資料を収集し充実を図ります。特にノンフィクションの資料に関しては、最新の情報を提供できるように読書環境の整備に努めます。(図書館)

・特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、ハンディキャップサービス担当職員と連携しながら、点字図書やデージー図書、外国語資料を収集します。また、電子書籍等の新しいメディアについても検討します。(図書館)

・小学校や関係機関の団体貸出の利用促進と迅速な資料提供を継続して実施します。(図書館)

2 読書活動

(1) 第3期重点事業

① 読書指導の充実

・司書教諭と学校司書が連携し、各教科の学習内容や学習課題についての認識を授業を行う教員と共有し、学習に必要な情報を精査して児童に提供するよう努めます。

(教育指導課・学校)

② 「夏休みすいせん図書^(※25)」の提供

・図書館資料の有効活用のため、図書館で小学生向けに作成した「夏休みすいせん図書」掲載の本をまとめて、小学校や児童館、学童クラブ等に貸出します。(図書館)

③ 小学生向けの事業の企画

・毎年夏休みに実施している「一日図書館員^(※26)」等の事業に加え、更に図書館利用のきっかけ作りとして新しい事業の実施に取り組みます。(図書館)



一日図書館員

(2) 継続事業

① 読み聞かせ

・児童館では、地域のボランティアによるおはなし会において、読み聞かせを実施している施設があります。未だ実施に至っていない施設については、開催できる環境の整備をします。(児童館)

<用語解説>

※25 「夏休みすいせん図書」

夏休みに小・中学生のための読書案内として図書館の児童サービス担当司書が、毎年新刊を中心に選書し作成したもの。小・中学校の児童・生徒に配布している。

※26 「一日図書館員」

図書館利用の推進を図ることを目的として実施する図書館事業の一つ。毎年、夏休みに小学校4年生から中学校3年生までの子どもたちを対象に図書館の仕事を体験してもらう。

② 読書習慣の定着

- ・日常的に読書に親しむために、学校図書館を計画的に利用し必要な本や文章等を選ぶことができるように指導する他、学級文庫を充実させることで、わずかな時間でも活用して読書活動に充てられるようにします。（教育指導課・学校）
- ・朝読書、業間読書や読書週間、月間、旬間を設けることで、読書の習慣化を促します。（教育指導課・学校）
- ・教育委員会では、毎年11月を西東京市読書月間とし、読書活動の活発化を促します。（教育指導課・学校）
- ・小学校では、保護者及び地域のボランティアによるおはなし会等の実施を通して、児童が様々な形で本と出会う機会を持てるように努めます。（教育指導課・学校）

③ 読書指導の充実

- ・毎年4月頃に学校図書館のオリエンテーションを行い、学校図書館の利用について指導します。また、各学校の状況に合わせて図書館を見学したり、図書館の職員の派遣を通して、児童が図書館について理解を深められるように努めます。（教育指導課・学校）
- ・学校図書館では、自校の学校図書館に無い本や、授業に関連した資料を幅広く提供できるように、図書館や他校との連携を深めるように努めます。（教育指導課・学校）
- ・司書教諭や図書担当教員(※27)が中心となり、学校生活に関わる様々な教科指導の中における本の活用を考え、読書の意義や楽しさを伝える様々な取組を行うよう努めます。（教育指導課・学校）
- ・小学校の図書委員会において、集会の実施や図書の紹介、読み聞かせ、新聞やポスターの作成等の自主的な活動を通じて、児童に読書の楽しさを積極的に伝えていけるよう努めます。（教育指導課・学校）

④ 児童の受け入れ

- ・小学校の要請に応じ、図書館の見学、「図書館の時間(※28)」、「町たんけん(※29)」等の事業を実施しています。児童が図書館を知り、身近に感じる体験により、自主的に図書館を利用したいと思える環境作りを進めます。（図書館）

<用語解説>

※27 図書担当教員

多くは司書教諭の資格を有している教員が担当し、児童が行う図書委員会の活動や本の購入等、学校の図書活動に関わる業務を担当する教員のこと。

※28 図書館の時間

図書館に来館した市内の保育園・幼稚園の園児や小学生に対して読み聞かせ等を行い、図書館の利用促進を図る事業。

※29 町たんけん

西東京市小学校2年生が生活科学習において、市内を巡って体験したことを児童同士で話し合っまとめ、発表する授業のこと。

⑤ 司書の派遣

- ・小学生の読書に関わる団体に、児童サービス担当司書を積極的に派遣します。
(図書館)
- ・「西東京市子ども読書活動推進計画」の策定に携わった懇談会委員の有志と図書館が、小学校で読み聞かせをしている保護者に呼びかけて交流会を持ち、情報交換や情報提供をしています。(図書館)

⑥ 情報提供

- ・図書館では、「夏休みすいせん図書」「ドキドキわくわく あたらしい本^{※30}」「ドキドキわくわく 1ねんせい^{※31}」「宿題のしらべかた^{※32}」を発行し、子どもたちに本の情報を提供していきます。(図書館)
- ・西東京市図書館ホームページでは「こどものページ」で「テーマ」の本や「おたのしみいろいろ-イベント-」等を掲載し新しい情報を提供しています。また、「子ども向け本の情報」では保護者に向けた本を紹介し、図書館ホームページを活用した情報の提供を行います。(図書館)
- ・小学校から依頼された学習のテーマに沿った資料について、図書館が読書相談に応じ、要望に合う資料を取り揃え、団体貸出します。(図書館)

<用語解説>

※30 「ドキドキわくわく あたらしい本」

隔月で発行している絵本・低学年・中学年・高学年以上の新刊を図書館の児童サービス担当司書が選定し2冊ずつ紹介したリーフレット。

※31 「ドキドキわくわく 1ねんせい」

図書館の児童サービス担当司書が小学1年生におすすめ本の紹介と図書館利用案内を掲載した冊子。新1年生の児童に配布している。

※32 「宿題のしらべかた」

小学生に、自分で本を探し調べものができるように案内する手引きとして図書館が発行する冊子。本の紹介をしながら、図書館内で利用者用コンピュータを使って図書館資料を検索できることを説明している。

3 啓発

(1) 第3期重点事業

① 研修の実施

- ・学校司書連絡会を定期的実施して、情報交換や資質向上のための研修を行います。
(教育指導課・学校)
- ・教育委員会が主催する司書教諭及び図書担当教諭並びに学校司書を対象とした研修会を年2回、開催します。(教育指導課・学校)

② 図書館の活用方法を伝える事業の実施

- ・図書館の資料の並べ方や宿題に利用できる資料の探し方等、図書館の活用方法を伝える企画を検討します。(図書館)

(2) 継続事業

① 家庭への働きかけ

- ・学校司書は学校図書館便り等を定期的に発行し、家庭への啓発に努めます。
(教育指導課・学校)
- ・司書教諭や図書担当教員が中心となり、個人面談や保護者会等の機会に読書の必要性を話題にし、家庭での親子読書を呼びかけて、家庭との読書活動の協力体制作りに努めます。(教育指導課・学校)

② 教職員への働きかけ

- ・学校図書館の利用をテーマにした校内研修を行い、教職員の共通理解を深めていくよう努めます。(教育指導課・学校)
- ・長期休業期間(主に夏、冬休み)の宿題や家庭学習の内容に読書を取り入れて、家庭で読書をする機会を作るよう、働きかけていきます。(教育指導課・学校)
- ・西東京市立小学校教育研究会図書館部(※33)において研究を行い、各小学校に研究内容の普及啓発を図っていきます。(教育指導課・学校)
- ・学校司書は、教職員向けの学校図書館便り等を作成し、教員の質向上に向けた情報提供を行っていくよう努めます。(教育指導課・学校)
- ・教員による「おすすめ本」の紹介等を行い、教員自身が本の楽しさを伝える役割があることについて認識を高めていきます。(教育指導課・学校)

<用語解説>

※33 西東京市立小学校教育研究会図書館部

西東京市小学校教育の充実・発展を目指し、西東京市に在職する教職員をもって構成される研究会。会員の相互啓発に努め、資質や能力の向上を図ることを目的としている。

図書館部は、19ある部会の一つで、子どもの読書意欲を高めたり、読書活動の幅を広げたりすることを目的として研修を行っている。

③ ボランティアとの協働

- ・おはなし会ボランティアの読み聞かせ等の技術の向上を目指し、研修会、研究会、講演会を実施します。また、活動に必要な情報を提供します。（図書館）



小学校保護者による読み聞かせ交流会

V 中高生世代、YA^(※34)世代を対象とした取組

<中学生について>

中学生は目的に応じて自主的に読書ができることが望まれます。読書を楽しいものと感じ、様々なジャンルの本に触れ、目的に応じて本を読むことができる読書環境が必要です。そのためには、学校図書館、図書館等を計画的に利用し、その機能の活用を図る中で、読書を通して自己を向上させようとする姿勢を育むこと、そして目的に応じて本や文章等を読み、知識を広げ、自分の考えを深められることが大切です。

<高校生・YA世代について>

10代後半は、心身ともにより大人に近づき、行動範囲が広がり、それぞれの個性が際立ってきます。関心のある事柄にも個性が反映し、自分がどのように生きていくべきか、真剣に考える時期で、多様な読書経験から人生に立ち向かうヒントを見つけることもあります。インターネット等の膨大な情報が得られる中で、自分の考えを見直し深めていくには、客観的な視点で先人の築いた知恵の集積である本を活用することは有効であり、生涯を通じた学び方として、この時期に身に着けたい習慣です。一方、将来の不安や社会への不満などを感じる多感な時期でもあり、ホッとする時間としての気軽な読書にも意味があります。

自分が求める本を選び、向き合う時間を持つことが大切です。

1 読書環境の整備

(1) 第3期重点事業

① 学校図書館の充実

・平成28年度使用の中学校教科書改訂に伴い、各教科に必要な資料について再度、検討を行います。特に国語科における関連図書を整理する等、蔵書と学習内容との整合性を図るよう努めます。(教育指導課・学校)

② 図書館のYAコーナーの充実

・YA世代の利用を促進するため、中央図書館のYAコーナーでの対象年齢を広げます。併せて資料の充実と書架の工夫を行います。(図書館)

・特別な支援を必要とするYA世代に対しては、ハンディキャップサービス担当と連携しながら、点字図書やデジータ図書、外国語資料を収集します。電子書籍等の新しいメディアについても検討します。(図書館)

<用語解説>

※34 YA (ワイエー)

ヤングアダルト (Young Adult) の略。「自分を子どもだと思っていないが、社会はおとなとは認めていない(『ヤングアダルト・サービス指針』アメリカ図書館協会刊より)」子どもと大人の狭間の世代のこと。西東京市図書館では、児童サービスの中の特に13歳から18歳を対象としたサービスをさし、略してYAサービスと呼ぶ。

(2) 継続事業

① 児童館図書室の充実

- ・児童館の図書室または図書コーナーの資料を定期的に購入します。(児童館)
- ・児童館では、YA年代の要望を聞き、好きなジャンルの雑誌を図書室に置きます。(児童館)

② 学校図書館の充実

- ・学校図書館図書標準を基準に、廃棄と買い替えを進めていき、内容の充実を図っていきます。(教育指導課・学校)
- ・参考図書コーナーの設置や、季節や学習内容、読書週間や読書旬間に合わせた掲示等、司書教諭と学校司書が協力して読書意欲を喚起する環境を整えるよう取り組みます。(教育指導課・学校)



中学校図書室

③ 図書館の充実

- ・テーマ展示の実施、ノンフィクション資料の充実を進めるとともに、来館の少ないYA世代に向けて居場所作りを進め、将来にわたり読書する習慣を身に付けるきっかけを作るようにします。(図書館)
- ・中学校や関係機関の団体貸出の利用促進と迅速な資料提供を継続して実施します。(図書館)

2 読書活動

(1) 第3期重点事業

① 読書指導の充実

・司書教諭と学校司書が連携し、各教科の学習内容や学習課題について、授業を行う教員と共有し、学習に必要な情報を精査して生徒に提供するよう努めます。

(教育指導課・学校)

② 「夏休みすいせん図書」の提供

・図書館資料の有効活用のため、図書館で中学生向けに作成した「夏休みすいせん図書」掲載の本をまとめて、中学校や児童館等に貸出しをします。(図書館)

③ YA世代の利用促進

・図書館では、YA世代が個人で楽しむ読書だけでなく、読書を通じて、同世代間の交流ができるように、お互いにおすすめ本を紹介する、1冊の本について話し合う等、参加型の企画を検討します。(図書館)

・新しいメディアを使って、YA世代が本の紹介をすることにより、同世代の図書館利用を促進し、読書意欲を高めます。(図書館)

(2) 継続事業

① 読書習慣の定着

・年間授業計画の中で学校図書館の利用時期を決め、計画的に利用するとともに、学級文庫を充実させることで、わずかな時間でも読書活動に充てられるようにします。

(教育指導課・学校)

・朝読書、業間読書や読書週間、月間、旬間を設けることで、読書の習慣化を促します。

(教育指導課・学校)

・教育委員会では、毎年11月を西東京市読書月間とし、読書活動の活発化を促します。

(教育指導課・学校)

・課題図書を選定し「合同書評会」を毎年実施することで、読書の幅を広げるよう促し、読書の楽しさを伝えます。(教育指導課・学校)

② 読書指導の充実

・毎年4月頃に学校図書館のオリエンテーションを行い、学校図書館の利用について指導をします。(教育指導課・学校)

・学校図書館では、自校の学校図書館に無い本や、授業に関連した資料を幅広く提供できるように、図書館や他校との連携を深めるように努めます。(教育指導課・学校)

・司書教諭や図書担当教員が中心となり、学校生活に関わる様々な教科指導の中における本の活用を考え、読書の意義や楽しさを伝える取組を行うよう努めます。

(教育指導課・学校)

・中学校の図書委員会の活動を通して、集会や図書の紹介、読み聞かせ、新聞やポスターの作成、委員会のおすすめ本のリスト作成や読書会を企画する等、生徒の主体的な委員会活動の範囲を広げられるよう、創意工夫をします。(教育指導課・学校)

③ 職場体験および「一日図書館員」の受け入れ

・図書館では職場体験の受け入れと「一日図書館員」を実施し、いろいろな仕事を体験して、図書館に対する理解と関心を深めることにより、利用促進を図ります。

(図書館)

④ 情報提供

・図書館では、「夏休みすいせん図書」やYA世代との共同編集をしている「CATCH H(※35)」を発行し、YA世代に本の情報を提供しています。更に多くのYA世代に読んでもらえるような工夫をします。(図書館)



「CATCH」の共同編集

・西東京市図書館ホームページに「10代のためのYAのページ」「お知らせ」「新刊紹介」等のコンテンツを掲載し、YA世代に向けて新しい情報を提供します。

(図書館)

・中学校から依頼された学習のテーマに沿った資料について、図書館が読書相談に応じ、要望に合う資料を取り揃え、団体貸出します。(図書館)

⑤ 司書の派遣

・中学校からの要請に応じ、児童サービス担当司書を派遣します。(図書館)

<用語解説>

※35 「CATCH」

A5版8ページ、年3回図書館で発行するYA情報紙。YA世代が自分のすすめる本の紹介や絵、自分の思いなどを書いて投稿できる「YA! YA! (ヤイヤイ) ペーパー」を紹介する「YA! YA! ひろば」やおすすめ本のコーナー、新刊紹介等が掲載されている。平成23年度からYA世代と共同編集をしている。

3 啓発

(1) 第3期重点事業

① 研修の実施

- ・学校司書連絡会を定期的実施して、情報交換や資質向上のための研修を行います。
(教育指導課・学校)
- ・教育委員会が主催する司書教諭及び図書担当教諭並びに学校司書を対象とした研修会を年2回、開催します。(教育指導課・学校)

② 図書館の活用方法を伝える事業の実施

- ・図書館の利用を促すため、レポート等作成の際の図書館の使い方についての講座等、YA世代に役立つような講座を企画し、実施します。(図書館)

(2) 継続事業

① 家庭への働きかけ

- ・学校司書は学校図書館便り等を定期的に発行し、家庭への啓発に努めます。
(教育指導課・学校)
- ・司書教諭や図書担当教員が中心となり、個人面談や保護者会等の機会に読書の必要性を話題にし、家庭での親子読書を呼びかけて、家庭との読書活動の協力体制作りに努めます。(教育指導課・学校)

② 教職員への働きかけ

- ・司書教諭と学校司書が連携し、教職員の学校図書館の積極的利用を促し、啓発活動を行っていきます。(教育指導課・学校)
- ・長期休業中の課題や家庭学習の内容に読書を取り入れて、家庭で読書をする機会を作るよう、働きかけていきます。(教育指導課・学校)
- ・学校司書は、教職員向けの学校図書館便り等を作成し、教員の質向上に向けた情報提供を行っていくよう努めます。(教育指導課・学校)
- ・教員による「おすすめ本」の紹介等を行い、教員自身が本の楽しさを伝える役割があることについて認識を高めていきます。(教育指導課・学校)

資 料

- 1 第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会設置要綱
- 2 第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会委員名簿
- 3 第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会審議経過
- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 5 西東京市図書館資料収集基準

資料1 第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

西東京市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

懇談会の委員は、西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の依頼を受け、西東京市読書活動推進計画の策定に関することについて検討し、その検討結果を教育長に報告する。

第3 委員

懇談会の委員は、13人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 1人 |
| (2) 西東京市図書館協議会の委員 | 2人以内 |
| (3) 子どもの読書に関する活動を行う市民団体の代表者 | 2人以内 |
| (4) 公募による市民 | 2人以内 |
| (5) 子育て支援部保育課に所属する保育士 | 1人 |
| (6) 子育て支援部児童青少年課に所属する西東京市立児童館の職員 | 1人 |
| (7) 教育部教育指導課指導主事 | 1人 |
| (8) 西東京市立学校に所属する司書教諭 | 1人 |
| (9) 西東京市立学校に所属する学校司書 | 1人 |
| (10) 教育部図書館に所属する職員 | 1人 |

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する教育長の依頼を受けた日から報告を行う日までとする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 謝金

第3第1号から第4号までの委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

第8 庶務

懇談会に関する庶務は、教育部図書館において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

資料2 第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会委員名簿

任期：平成27年6月1日から報告の日まで

区 分	氏 名	備 考
1 学識経験者	◎宮川 健郎	武蔵野大学 ●
2 図書館協議会	鈴木 綾	図書館協議会 ●
	倉内 正美	図書館協議会 ●
3 市民団体代表	○服部 雅子	はとさん文庫 ●
	尾関 ひろみ	ひばり北よむよむ ●
4 市民公募	堀 美奈子	●
	吉澤 聡子	●
5 職 員	上岡 久子	子育て支援部保育課保育士 やぎさわ保育園園長
	大友 美恵子	子育て支援部児童青少年課児童館職員 田無児童館館長
	鈴木 壮平	教育部教育指導課指導主事
	今西 貴砂	西東京市立東小学校司書教諭
	森 暢之	西東京市立 碧山小学校・本町小学校学校司書
	安中 敦子	教育部図書館 ひばりが丘図書館児童サービス担当 ●

◎＝座長 ○＝副座長 ●＝起草委員

資料3 第3期西東京市子ども読書活動推進計画策定懇談会審議経過

実施日	会議	審議内容
平成27年6月17日	(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・座長及び副座長選出 ・事業説明について ・今後の日程について
平成27年7月15日	(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」小学生、中高生部分の検討 ・各機関選出委員からの報告
平成27年8月19日	(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」小学生、中高生、乳幼児部分の検討 ・各機関選出委員からの報告
平成27年10月14日	(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）」について協議 ・起草委員会の検討を受けて
平成27年11月11日	(第5回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）」について協議 ・起草委員会の検討を受けて
平成27年12月9日	(第6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）」について全体のまとめ
平成28年3月2日	(第7回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）」について協議 ・パブリックコメントについて

起草委員会

実施日	会議	審議内容
平成27年9月17日	(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）」について ・今後の日程について
平成27年10月28日	(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）」について ・今後の日程について
平成27年11月4日	(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）」について ・今後の日程について
平成28年2月17日	(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期西東京市子ども読書活動推進計画（素案）」について ・パブリックコメントについて ・今後の日程について

資料4 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第百五十四号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料5 西東京市図書館資料収集基準

13西生図第108号
(平成13年5月25日)

第一 (資料収集基本方針)

図書館は、地域における生涯学習を推進する機関として、基本的人権の一つである「知る自由」を利用者に保証し、利用者の必要とする資料を収集する。

(1) 資料収集の自由

収集方針の内容は、「図書館の自由に関する宣言」に基づき次のとおりとする。

- (ア) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (イ) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (ウ) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾を恐れて自己規制したりはしない。
- (オ) 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持するものではない。
- (カ) 寄贈された資料を蔵書とする場合も同様である。

(2) 蔵書構成の基本的考え方

資料の収集においては、資料自体の価値および地域住民の要望に基づき、図書館員が組織的に協議・会議などをもって、図書館全体の機能、各館の役割を考慮し、責任をもって主体的に判断する。

図書館の蔵書構成は、地域住民の共同の本棚および書齋であると考え、市民の要求に即したものとし、次の通りとする。

- (ア) 最新情報
常に時事情報に目を向け、最新の情報を盛り込んだ資料の収集に努める。
- (イ) 市民要求と利用
新鮮で魅力ある書架構成を維持するものとし、つねに資料の利用状況を把握し、市民の要求をふまえて、多くの市民の利用が予測されるものを積極的かつ網羅的に収集するとともに、市民の知的好奇心を刺激し、新たな世界がひろがるような蔵書構成とする。
- (ウ) 各館の独自性
図書館は、各館の規模、機能、役割に応じて収集するとともに、図書館全体の蔵書構成を考慮するものとする。

第二 (資料別、対象別収集方針)

図書館は、資料の種類別、利用対象者別に以下のとおりに収集するものとする。

(1) 図書資料

(ア) 一般図書

利用者の文化・教養の向上、調査・研究、趣味レクリエーション等に役立つ資料を各分野にわたり、体系的に、幅広く収集する。

(イ) 児童図書

未来ある子どもたちに読書の喜び、物事を調べることの楽しさを知ってもらえるように、また、知識・感性・情緒の育成を促し、様々な興味に応えられる資料を収集する。

(ウ) ヤングアダルト資料

ヤングアダルト世代の対象を13歳～18歳頃とし、青春期特有のテーマ(友情・恋愛・自立・職業・生き方など)を扱った、読み物・絵本・ノンフィクションなどを中心に様々な分野から収集する。その際、ヤングアダルト世代の要求を考慮し、かつ、その資料の質にも留意した収集に努める。

(エ) レファレンス資料

通常の読書とは異なる参考調査を目的として編集された辞書・事典・年鑑などの資料や二次資料を収集する。その際には、利用者の求める情報が検索しやすく、より正確で信頼性の高い情報が得られる資料を収集する。

(2) 地域資料

市民の「自分が居住する地域」についての様々な調査・研究・学習の要求に対して、図書館が資料をもって応えることは重要な責務の一つである。

西東京市に関する資料については、それらを西東京市以外の機関に委ねることはできないことから、印刷物を中心に可能な限り収集する。

また、隣接する行政自治体の資料及び東京都の資料も収集する。

(3) 逐次刊行物

新聞・雑誌などの逐次刊行物は、内容の速報性を重視し、市民の趣味趣向や流行に留意し、生活に密着した情報から学術調査・研究に役立つものまで提供できるよう、各分野において幅広く収集する。また、地域社会の国際化に対応するため、外国語の逐次刊行物についても留意する。

(4) 視聴覚資料

利用者に対する幅広い資料提供の一環として、視聴覚資料を提供する。図書資料等、紙のメディアだけではその分野を知る上で充分ではないと考えられるもの、表現方法において、視聴覚資料の方が優れていると考えるものを収集する。

資料の形態については、社会に広く受け入れられているものを対象として収集する。その際には、著作権法に十分注意する。

(5) ハンディキャップサービス資料

主に、視覚に障害のある利用者の幅広い要求に応えるために、一般の書籍・雑誌など墨字資料に代わり、直接、知識・情報を得ることができ、読書を楽しむことのできる形態の資料を収集する。また、これらは出版点数がごくわずかであることから、自館作成にも努める。

(6) 非核・平和に関する資料

非核・平和に関する資料を積極的に収集する。原爆関係の資料は、「原爆小文庫」に別置き収集するものとする。

(ア) 特殊コレクション「原爆小文庫」

1976年、下保谷図書館開館当時、市内在住の評論家故長岡弘芳氏の寄託資料を基に特殊コレクションとして「原爆小文庫」を設けた。原爆関係の文献収集に傾倒し、それらを「”まちの図書館”で気軽に多くの人に読んでもらいたい」という氏の意向を受け、広島・長崎を中心に原爆関係の資料を形態にとらわることなく幅広く収集する。

付則 この基準は平成13年6月15日から適用する。

第3期西東京市子ども読書活動推進計画

発行：平成28年3月

西東京市教育委員会 教育部図書館

〒188-0012 東京都西東京市南町五丁目6番11号

Tel042-465-0823 / Fax042-463-9150

メールアドレス libmaster@city.nishitokyo.lg.jp

ホームページ <http://www.library.city.nishitokyo.lg.jp>